

有縁墓地の改葬許可申請に伴う手続き及び必要書類について

改葬を行う際は、現在遺骨を埋葬・埋蔵・収蔵している墓地や納骨堂の所在する自治体に改葬許可申請の手続きを行い、遺骨を移動させる前に改葬許可を得ておく必要があります。

① 改葬許可申請書

- ・ 被改葬者（死亡者）1名につき、1枚の申請書が必要です。
- ・ 申請書の申請者記入欄を全て記入したうえで、現在使用している墓地や納骨堂の管理者に遺骨を埋葬・埋蔵・収蔵している事実を証明してもらう必要があります。
- ・ 申請者本人であることを確認するため、運転免許証やマイナンバーカード、パスポートといった、顔写真付き本人確認書類の写しを添えてください。
※顔写真付きの本人確認書類が無い場合はご相談ください。
- ・ 現在の代表墓地使用者と改葬許可申請者が異なる場合、追加で改葬許可申請承諾書を提出する必要があります。

② 申請者及び被改葬者の死亡年月日と申請者へのつながりがわかる戸籍謄本（写し可）

- ・ ①申請者自身の現在戸籍と②被改葬者の死亡年月日が記載された戸籍の両方が必要です。（配偶者等で①に②の内容も記載されている場合は②不要）

※被改葬者との続柄が二親等以上離れる（自身又は配偶者の祖父母・兄弟姉妹・孫ほか）等、①と②の戸籍に記載された内容だけでつながりが分からない場合、③被改葬者と申請者までのつながりを確認できる戸籍も必要です。

（例）申請者の父方の祖父母を改葬する場合（被改葬者からみた続柄：子の子）
⇒①+②に加え、③父の戸籍が必要になります。

- ・ ①の戸籍…申請者本人の各情報に加え、申請者の父欄
- ・ ②の戸籍…被改葬者それぞれの死亡日、死亡時の本籍地
- ・ ③の戸籍…①の申請者の父欄と氏名が一致することに加え、父自身の父母欄に記載された氏名が②の被改葬者と一致すること

これらを確認できたことで、申請者から被改葬者までがつながります。

（裏面へ続く）

(表面からの続き)

③ 改葬先の墓地または納骨堂の管理者が受け入れを承諾する書類

- ・墓地使用許可（承諾）証、受入証明書、契約書などの写しなど。
（様式に定めはありません。どこの誰がどなたの改葬を受け入れるのか分かるものを提出してください。）

①～③までの各書類をご提出いただいた後、審査を行ったうえで、後日改めて窓口にて許可証を交付します。時間に余裕をもったお手続きをお願いします。

④ 改葬許可証発行手数料

- ・提出いただいた改葬許可申請書 1 枚につき、改葬許可証を 1 枚発行します。
この際、改葬許可証 1 枚毎に 200 円の手数料が必要となります。
- ・手数料については改葬許可後、許可証を交付する際に納付書をお渡しします。

その他事項

- ・郵送での許可証交付をご希望の方は、必要額分の切手を貼って宛名を記入した返信用封筒を提出してください。（許可証 3 枚までは 25g 以下で送付可能です）
- ・申請から交付まで手続きの全てを郵送で完結させることをご希望の方は、上記の返信用封筒に加え、④の手数料総額分の定額小為替証書を同封してください。定額小為替証書は郵便局で購入できます。

(例) 2 人分(計400円)の改葬許可申請⇒400円の証書を 1 枚ご購入ください。

3 人分(計600円)の改葬許可申請⇒300円の証書を 2 枚ご購入ください。

5 人分(計1000円)の改葬許可申請⇒1000円の証書を 1 枚ご購入ください。

お問い合わせ先 〒649-6492 和歌山県紀の川市西大井 338 番地 紀の川市役所 市民部 環境衛生課 【TEL】 0736-77-2511 (内線 8003)
--